

# 2次マニフェストにおける 電子マニフェストの利用状況について

調査部

電子マニフェストのさらなる普及方策を検討すると、処分業者が排出する中間処理後産業廃棄物において電子マニフェストの利用が進んでいないと推測されるため、処分業者が登録する2次マニフェストにおける電子マニフェスト利用状況を把握することを目的に2次マニフェスト情報の集計、ヒアリング調査を実施しましたので、その結果を報告します。

## 1 調査方法

2次マニフェスト情報の集計項目、中間処理業者と最終処分業者へのヒアリング調査項目を表1に示す。

本調査では、電子マニフェスト登録等状況報告、紙マニフェスト交付等状況報告のマニフェスト情報を利用し、廃棄物処理業から登録、交付されたマニフェストを2次マニフェストとして集計を実施した。また、電子マニフェスト登録等状況報告の情報は、電子マニフェストBIツールを活用しており、集計の際の年度区分は廃棄物の引渡日を基準に4月1日から翌年3月31日までとした。

表1 調査方法の概略

調査件名	調査方法・項目
(1) 2次マニフェスト情報の集計	電子マニフェスト登録等状況報告、交付等状況報告を利用し集計を実施 ①電子マニフェスト利用件数の推移（平成30年度～令和2年度） ②令和2年度2次マニフェスト電子化率の推計
(2) 中間処理業者、最終処分業者6者へのヒアリング調査（中間処理業3者、中間処理・最終処分業者3者）	令和3年4～7月に電話、Web会議システムでヒアリングを実施 ①令和2年度1次マニフェスト処分終了報告実績（電子、紙） ②令和2年度2次マニフェスト登録、交付実績（電子、紙） ③2次マニフェストの電子化が進まない理由、課題

## 2 調査結果

### (1) 2次マニフェスト情報の集計

平成30年度から令和2年度まで3年間の2次マニフェストにおける電子マニフェスト利用件数の推移を図に示す。2次マニフェストの登録件数は電子マニフェスト全体の登録件数と同様に毎年度増加しているが、全体に占める割合は約2.5%であった。

また、令和2年度の2次マニフェスト推計電子化率は25.4%であり、JWセンターが公表する令和2年度末時点の全産業の電子化率65%を大きく下回っていた。電子化率の算出方法は、以下のとおりである。

〔電子化率算出方法〕

- ・4縣市から紙マニフェスト交付等状況報告の集計結果を入手し、登録・交付されるマニフェストを業種別に集計  
⇒全産業に占める廃棄物処理業の割合は4縣市の平均で6%
- ・全国の年間マニフェスト総数5,000万件のうち300万件が廃棄物処理業

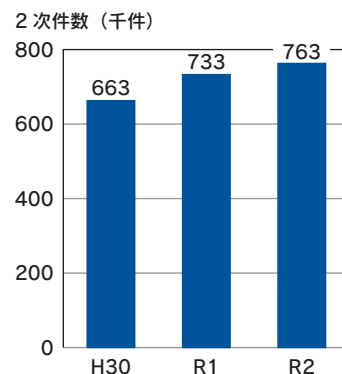


図 2次マニフェストにおける電子マニフェスト利用件数の推移（平成30年度～令和2年度）

から登録、交付される2次マニフェストと仮定し、電子マニフェスト利用（763,025件、図）の割合を算出

## (2) 中間処理業者、最終処分業者6者へのヒアリング調査

ヒアリング調査で回答が得られた1次マニフェスト処分報告件数、2次マニフェスト登録・交付件数、2次マニフェスト電子化率の平均値、最大値を表2に示す。2次マニフェストの電子化率が0%という回答も複数あり、1次マニフェストはすべて電子で2次マニフェストはすべて紙であるという回答もあった。

表2 令和2年度マニフェスト実績（N=6）

	平均値	最大値
1次処分報告（件）	32,930	78,182
2次登録・交付（件）	5,382	18,000
2次電子化率（%）	30	100

また、2次マニフェストの電子化が進まない理由、課題に関する主な回答を以下に示す。

### ①運用方法、習慣関連

- ・最終処分場ではマニフェストに関する業務はE票の返却だけであり、1次マニフェストと2次マニフェストの紐付けも不要なので、電子化による事務負担軽減の効果が少ない。
- ・紙マニフェストによる運用が確立しているため、長年、定着している運用を変えることに現場が抵抗感を抱く。特に、紙マニフェストを用いて運行経路等を複数名でチェックしているという場合、1名の担当者が情報入力や管理ができる電子マニフェストを導入することにより、これまで確立している複数名によるチェック体制が機能しなくなることを危惧している業界もある。
- ・2次マニフェストの枚数は1次マニフェストより圧倒的に少ないので、1次マニフェストの電子化を優先している。

### ②システム関連

- ・電子マニフェストは1次、2次マニフェストの紐づけを必須としていないが、システム会社が提供する仕組みでは紐づけを必須としているものもあり、紐づけの操作が煩雑である。
- ・処分終了報告後180日以上が経過した後に数量等の誤りがみつかった場合、電子マニフェストは確定情報として修正することができない。

### ③法律関連

- ・日々、大量のマニフェストの事務処理を行っており、受入量、処理量、売上げの整合等を確認している。すべての確認作業後に処分終了報告を行うが、確認作業に約3日を要しており、電子マニフェスト処分終了報告の期限のぎりぎりとなる。

## 3 まとめ

2次マニフェストでは電子マニフェスト利用のメリットが感じられない、運用方法やシステム上の問題があるなど、2次マニフェストにおける電子マニフェスト普及の課題が明らかとなった。今回の調査結果を参考に、2次マニフェストでの電子マニフェスト利用効果をもたらす運用方法、制度等の検討を重ねていきたい。